

# 任意継続組合員の事前受付を行います

令和6年3月31日に退職する方のうち、退職後、再就職等をせずに公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」への加入を希望する方を対象に、以下のとおり事前受付\*を行います。**加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。**

詳細については、1月下旬頃に所属所長（学校長）宛てに通知しますので、所属所の事務担当者にご確認ください。

**※ 退職後に再就職をしないことが確実である方が対象です。該当する方はこの機会に申し出てください。**

令和6年3月31日に  
退職の方が対象です!



## 受付期間(予定)

令和6年2月1日(木) から 2月15日(木) まで

## 受付方法

事前受付の申出書等は、所属所を通じて提出してください。

事前受付期間に加入申出をすると、3月中に所属所を通じて「任意継続組合員証」「任意継続組合員被扶養者証」を受け取ることができます。任意継続組合員証等は、4月1日からお使いいただけます。

## 任意継続組合員制度とは?

退職または任用終了の際に、1年1日以上組合員であった方が、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、短期給付および厚生事業について在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

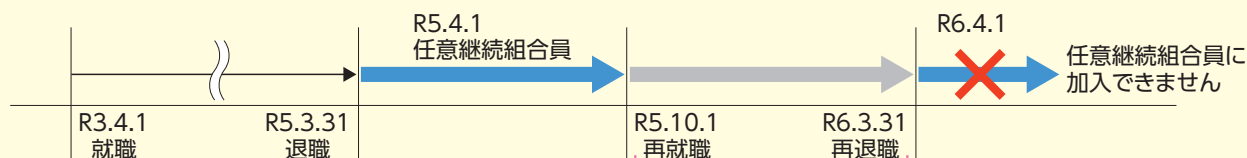
## 申出ができない方

**次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。**

**ご注意ください!**

- 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員）として働く方
- 臨時的任用教職員や会計年度任用職員（日勤講師等）として働く方で、共済組合に加入する方  
(時間講師として働く方は、任用期間・時数等によっては共済組合に加入することがあります。加入要件を満たしているか事前にご確認ください。)
- 民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方  
(民間企業のパート勤務でも、一定の要件を満たす場合には就職先の健康保険に加入することがあります。加入要件を満たしているか事前にご確認ください。)
- 家族が加入する健康保険の被扶養者になる方
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方  
(令和5年4月1日以降に共済組合の組合員となった方は加入できません。組合員期間には過去に任意継続組合員であった期間は含みません。)

退職後、引き続き公立学校共済組合の組合員資格が継続されますので手続は不要です。



退職日の前日(令和6年3月30日)において組合員期間が1年未満

注 退職後、再就職の可能性のある方は、今回の事前受付では申出を行うことができません。事前受付期間に加入申出をした後、ほかの健康保険組合等の被保険者となることが判明した場合には、加入申出の取下げ手続が必要となります。

## 事前受付期間後の申出について

上記受付期間後も申出を受け付ける予定です。3月途中で退職する方の手続も含め、詳細については、2月中旬頃に所属所長（学校長）宛てに通知する予定です。

問合せ先 給付貸付課資格担当 | ☎ 03-5320-6826